

仁淀川町不動産公売の手引き

- 第1 入札者は別に定める書式の入札書を作成し、所定の時刻までに仁淀川町町民課徴収係に提出しなければなりません。
- 第2 入札者は入札前に、「公売保証金納付及び充当申込書兼返還用口座振替請求書」を提出した上で、公売保証金全額を一括納付しなければなりません。
なお銀行振込にて公売保証金を納付する際は、入札開始前までに仁淀川町が納付確認できることが必要です。
- 第3 入札者は提出した入札書を引換、変更又は取消などをするのは一切できません。
- 第4 落札者の公売保証金は、買受代金残額を完納したときに売買代金に充当します。落札できなかった方の公売保証金は、第2にて記載の口座へ開札後2週間程度で返金します。ただし、次順位買受申込者制度を希望し適用された場合、返金までに3週間以上の日数を要します。
- 第5 代理人に入札または開札の立会、若しくはその両方を委任する場合、事前に「委任状」を提出しなければなりません。(法人の従業員等代表権限を有しない方が法人名で入札する場合も同様)
- 第6 共同入札（一つの財産を複数の方で共有する目的で入札）をする場合は、「共同入札代表者の届出書」を入札書に添付して入札しなければなりません。
- 第7 第5及び第6手続きにて公売会へ参加する方は、入札に先立って書類を提出していただく必要があります。
- 第8 入札者は入札をする前に、暴力団員などに該当しない旨の陳述書を提出しなければなりません。
- 第9 入札をしようとする者が法人である場合は、その役員が暴力団員等に該当しないことを陳述する必要があります。
- 第10 自己の計算において入札等をさせようとする者がある場合は、その入札等をさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等に該当しないことを陳述する必要があります。
- 第11 指定許認可等を受けている事業者が入札等をしようとする場合は、以下の書類の写しを陳述書に添付する必要があります。
- ・宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて事業を行っている者は、都道府県または国土交通省（各整備局）が発行する免許証等
 - ・債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126条）第3条の許可を受けて事業を行っている者は、法務省が発行する許可証等
- 第12 入札書は所定の場所及び日時に入札者の前で開札します。入札者又は代理人等が開札の場所に出席できない際は、開札前に事前に申し出ていただく必要があります。

第 13 次の各号の一に該当する入札書は無効とします。

- (1) 入札書が不完全であると認めるとき。
- (2) 国税徴収法第 108 条第 1 項各号に該当するもの。
- (3) 公売公告又はこの注意要項に違反するもの。

第 14 落札者は次の各号により決定します。

- (1) 見積価額以上であって、最高価の入札者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき最高価額での入札者が複数存在する場合は、その同価の入札者に追加入札をさせ落札者を定めます。追加入札価額がなお同じであるときは、くじにより最高価申込者を定めます。

第 15 落札者は公告した買受代金納付期限までに、売却価額から公売保証金を差し引いた金額全額を一括納付しなければなりません。なお、銀行振込にて買受代金を納付する際は、買受代金納付期限までに仁淀川町が納付確認できることが必要です。

第 16 次の各号の一に該当する場合、売却決定が取り消しとなり公売保証金全額を没収し、滞納町税等へ充当します。ただし(1)の場合のみ、納付された公売保証金を返金します。

- (1) 公告した売却決定日までに差押に係る滞納町税等が全て支払われたことが確認できたとき。
- (2) 買受人などが買受代金を納付期限までに納付しなかったとき。
- (3) 国税徴収法第 108 条第 1 項各号に該当するもの。

第 17 第 16 に掲げる事項により公売財産の全部または一部を売却しないことがあっても、入札者はこれに対して異議を申し立てることはできません。